

## 居宅サービス事業者等の新規指定（許可）に係る電子申請の受付期間等について

必ず申請書類の提出期間内に手続きし、申請書類の補正期限までに完了してください。

事業開始日（指定日）	申請書類の提出期間（電子申請）	申請書類の補正期限（電子申請）
2025年5月1日	2025年3月21日（金）～2025年3月31日（月）	2025年4月10日（木）
2025年6月1日	2025年4月21日（月）～2025年4月30日（水）	2025年5月13日（火）
2025年7月1日	2025年5月21日（水）～2025年5月31日（土）	2025年6月10日（火）
2025年8月1日	2025年6月21日（土）～2025年6月30日（月）	2025年7月10日（木）
2025年9月1日	2025年7月21日（月）～2025年7月31日（木）	2025年8月12日（火）
2025年10月1日	2025年8月21日（木）～2025年8月31日（日）	2025年9月10日（水）
2025年11月1日	2025年9月21日（日）～2025年9月30日（火）	2025年10月10日（金）
2025年12月1日	2025年10月21日（火）～2025年10月31日（金）	2025年11月12日（水）
2026年1月1日	2025年11月21日（金）～2025年11月30日（日）	2025年12月10日（水）
2026年2月1日	2025年12月21日（日）～2025年12月31日（水）	2026年1月14日（水）
2026年3月1日	2026年1月21日（水）～2026年1月31日（土）	2026年2月10日（火）
2026年4月1日	2026年2月21日（土）～2026年2月28日（土）	2026年3月10日（火）
2026年5月1日	2026年3月21日（土）～2026年3月31日（火）	2026年4月10日（金）

- 申請書類の提出期間は、原則として事業開始日の前々月の21日～末日までの期間とします。例えば、**事業開始日が8月1日の申請書類の提出期間（6/21～6/30）の終了後に提出があった場合は、次の申請書類の提出期間（7/21～7/31）での審査となり、事業開始日は9月1日となります**ので、ご注意ください。
- 申請書類の補正期限は、書類の審査及び補正の期間を確保するため、原則として事業開始日の前月の1日から起算して7開庁日以降の日とします。
- 通所介護、予防通所事業、（介護予防）短期入所生活介護、（介護予防）特定施設入居者生活介護、地域密着型（介護予防）サービス及び介護保険施設の指定（許可）に係る**事前協議は受付期間を設けていないため、建物の建築又は改修工事の着工までに協議を完了**してください。
- 地域密着型（介護予防）サービス（地域密着型通所介護を除く）の申請書類の受付期間は、原則として事業開始日の前々月の1日～15日までの期間とします。
- 地域密着型サービス事業者の指定については、介護保険法第78条の2第7項の規定に関する措置として、枚方市地域密着型サービス等運営審議会に諮る必要があるため、申請書類の受付期間と事業開始日との間に一定期間を設けています。